

福島県教育委員会教育長

家計急変世帯への支援用

※この様式は家計急変により収入が減少した場合などに使用してください。

令和4年度 福島県高校生等奨学給付金給付申請書

福島県高校生等奨学給付金（家計急変世帯への支援）の給付を申請します。

（注）基準日は申請年度の7月1日、秋入学等の場合は入学日となります。

ただし、7月2日以降に家計急変した場合の基準日は、申請のあった月の翌月（申請のあった日が月の初日である場合は、申請のあった月）の1日となります。※申請後、基準日まで在籍状況等について変更があった場合には、速やかに申し出てください。

Application form for the applicant, including fields for name, address, phone numbers, and application date.

【1. 対象となる高校生等】 対象となる高校生等が複数いる場合は、それぞれの申請が必要です。

Form for listing eligible high school students, including school name, course, and enrollment status.

【2. 生活保護の受給状況】 基準日現在の世帯の状況について、下記内容を確認の上、必ず□にし点を付けてください。

Checklist for receiving social security benefits, with a note to proceed to section 3 if not receiving.

【3. 保護者等の家計急変の状況】 (1)の中から該当するものを1つ選択してください。

(1) 次の者の「奨学給付金申込に係る家計急変状況報告書」を提出します。

Form for reporting the cause of the household's financial emergency, with options for parents, guardians, or the student.

→ 対象生徒の現在の在学が 通信制及び専攻科以外の場合 → 【4. 生徒及び兄弟姉妹の扶養状況】へ進んでください。 通信制及び専攻科の場合 → 【5. 確認事項】へ進んでください。



## 記入上の注意

申請者の欄は次によって記入してください。

- イ 申請者は、高等学校等に在学する生徒の「保護者等」（保護者等の説明は【3】ロを参照）で、福島県に住所を有している方です。
- ロ 「現住所（送付先）・電話番号（連絡先）」は、実際に居住している住所（決定通知書の郵送先となります）、平日日中に連絡のとれる電話番号を記入してください。
- ハ 「住民票住所」は、住民票住所が現住所（実際に居住している住所）と異なる場合のみ記入してください。あわせて、住所が異なる理由を「特記事項」に記入してください。
- ニ 申請者の課税証明書等に記載されている住所が福島県外の場合や、申請者が父母の場合で姓が対象となる生徒と異なる場合も、その理由を「特記事項」の欄に記入してください。

### 【1. 対象となる高校生等】の欄は次によって記入してください。

- イ 対象となる高校生等が複数いる場合は、各人ごとに申請書を作成し、在学する学校（県外の学校の場合は福島県教育庁高校教育課）へ提出してください。
- ロ 「在学する学校」の欄は、福島県内の学校に在学している場合は、学校で記入しますので記入不要です。福島県外の学校に在学している場合は、申請者が記入してください。
- ハ 「過去の高等学校等の在学状況」は、生徒が過去に高等学校等に通ったことがある場合に記入してください。現在の在学が初めての高等学校等の場合は、記入不要です。

(イ) 複数の学校に在学した場合は、在学した全ての学校について記入してください。

(ロ) 「高等学校等」とは、次のものをいいます。

- ・ 国公立の高等学校（専攻科含む） ・ 中等教育学校の後期課程（専攻科含む）
- ・ 高等専門学校（第1学年から第3学年まで）
- ・ 専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの

(ハ) 過去に在学した学校で、給付金を受給した回数について記入してください。

### 【2. 生活保護の受給状況】の欄は次によって記入してください。

- イ 基準日現在、世帯における生活保護受給状況（生業扶助）について、受給していないことを申告するために必ずチェック☑を入れてください。

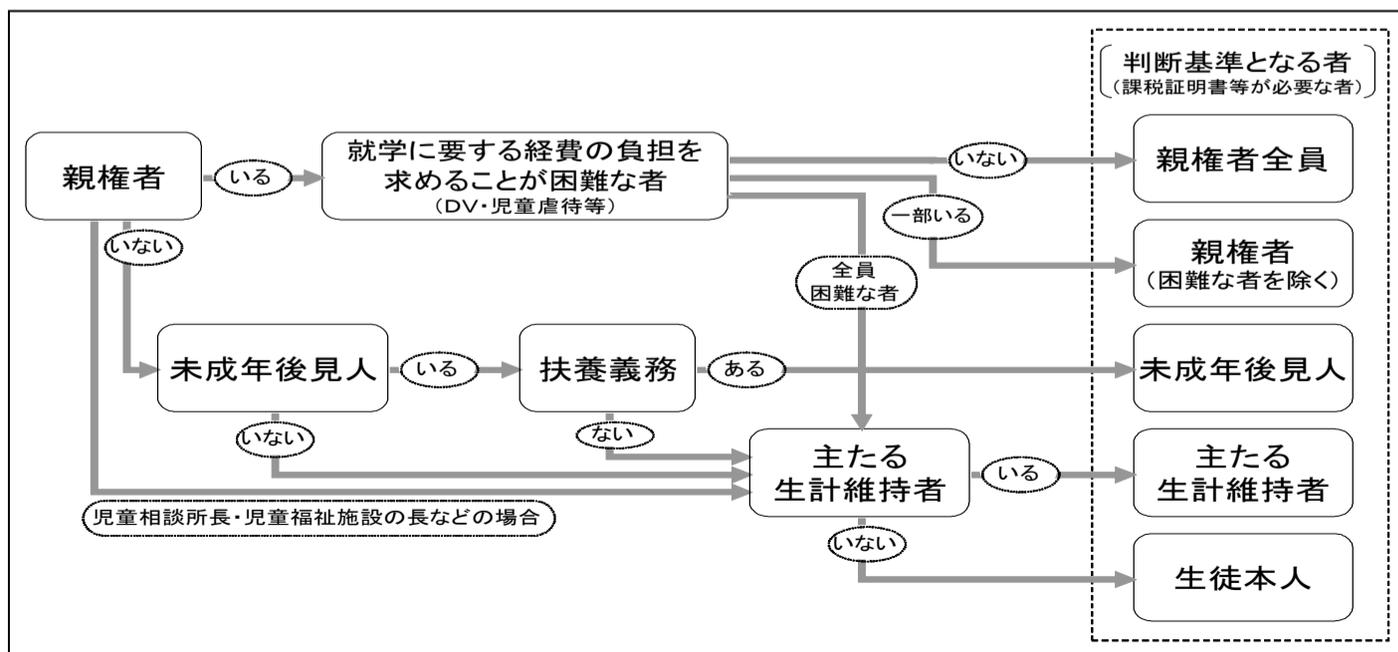
※生活保護（生業扶助）を受給している場合には、家計急変世帯への支援の対象外です。

### 【3. 保護者等の家計急変の状況】の欄は次によって記入してください。

- イ 保護者等の家計急変の状況について、(1)の中から該当するもの1つにチェック☑を入れ、該当する方の「奨学給付金申込に係る家計急変状況報告書」を提出してください。

- ロ 「保護者等」について

(イ) 「保護者等」とは、下図の最右欄【判断基準となる者】です。



※ 次の①～③はここでいう「保護者等」からは除かれています。

- ①児童福祉法の規定により親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長
- ②法人又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ③生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ハ 「(イ)親権者／主たる生計維持者1名分」の家計急変状況報告書を提出するのは、次のような場合です。

- ・ひとり親家庭
- ・親権者は存在するが、家庭の事情によりやむを得ず親権者もう1名の家計急変状況報告書を提出できない場合

(例) DV・養育放棄・児童虐待のため接触により危害が及ぶと考えられる場合  
失踪により接触することができない場合  
離婚協議中で、報告書の提出に応じてもらえない場合

(注意) 親権者の1人が控除対象配偶者であっても、その方の報告書を省略することはできません。原則、親権者2名分の家計急変状況報告書を提出してください。

(注意) 親権者の1人が基準日時点で海外在住の場合は給付対象外です。

ニ 「(エ)主たる生計維持者」の家計急変状況報告書を提出するのは、親権者又は未成年後見人が存在しない場合で、具体的には次のようなケースです。

(例) ・両親の離婚により父が親権者となったが、その後、父が死亡。未成年後見人は選任されておらず、祖父の収入により生徒の生計を維持している場合

→ 祖父の家計急変状況報告書を提出

・両親の離婚により父が親権者となったが、その後、失踪。叔父の収入により生徒の生計を維持している場合

→ 叔父の家計急変状況報告書を提出

ホ 「(オ)生徒本人」の家計急変状況報告書を提出するのは、親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者が存在しない場合で、具体的には次のようなケースです。

(例) 生徒が成人であり、生徒の生計を主として維持している者が他にいない場合

へ (1) で家計急変状況報告書を提出する場合のうち「(ウ)未成年後見人」分を提出する場合は、選任審判書謄本の写し等を添付してください。「(エ)主たる生計維持者」又は「(オ)生徒本人」分を提出する場合は、扶養関係等の確認のため、生徒の健康保険証の写し等を提出してください。

#### 【4. 生徒及び兄弟姉妹の扶養状況】の欄は次によって記入してください。

イ 基準日現在、世帯における扶養状況について、該当するもの1つにチェック☑を入れてください(複数該当する場合もどれか1つを選択)。該当しない場合は記入不要です。

ロ 該当するのは、生徒に次のいずれかの兄弟姉妹がおり、生徒及び兄弟姉妹を保護者等が扶養している場合です。①15歳(中学生を除く)以上23歳未満の兄・姉、②通信制の高等学校等に通う弟・妹、③15歳(中学生を除く)以上23歳未満の奨学給付金の対象とならない弟・妹、④高等学校等に通う23歳以上の兄・姉

ハ 該当する場合、その兄弟姉妹の状況を記入し、生徒及び兄弟姉妹の扶養状況が確認できる書類(健康保険証の写し等)を申請書に貼付してください。健康保険証の写しの場合、個人情報保護のため記号・番号を見えないよう塗りつぶしてください。

ニ 被保険者又は世帯主が申請者以外の場合は生徒との続柄を記載してください。

#### 【5. 確認事項】の欄は次によって記入してください。

イ 太枠内に記載してある事項を確認し、申請者(保護者等)が署名(自署)をしてください。

ロ 申請書に虚偽の記載をし、本来受けることができない給付金の給付を受けた場合は、給付金の全額を直ちに返還することになります。

#### ----- 留意事項 -----

- 1 過去に高等学校等(修業年限が3年未満の者を除く。)又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- 2 児童福祉法による児童入所施設(母子生活支援施設を除く)に入所中の場合や、対象となる高校生等が里親の委託児童である場合で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合には給付対象外となります。
- 3 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請してください。
- 4 不正に奨学給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。



【4. 生徒及び兄弟姉妹の扶養状況】

基準日現在の世帯の状況について、該当するものを1つ選択してください。  
(複数該当する場合もどれか1つを選択してください。)

**記入例**

↓①～④のいずれにも該当しない場合は、記入不要です。 → 【5. 確認事項】へ進んでください。

生徒及び兄弟姉妹の扶養状況が確認できる書類（健康保険証の写し等）を提出します。

①	<input checked="" type="checkbox"/>	15歳（中学生を除く）以上23歳未満の兄・姉がおり、生徒及び兄・姉を保護者等が扶養しています。
②	<input type="checkbox"/>	通信制
③	<input type="checkbox"/>	15歳（中学養育しています
④	<input type="checkbox"/>	高等学校等に在学

①～④に該当する兄弟姉妹がいる場合にチェック☑

その兄弟姉妹の氏名等を下欄に記入し、生徒本人と兄弟姉妹の健康保険証のコピーを貼り付ける(該当する兄弟姉妹が複数いる場合には1名分のみ)

注↑:①～④で選択するのは、生徒及び兄弟姉妹の両方を表面【3】で選択した保護者等が扶養している場合に限りです。

チェック☑を入れた①～④に該当する兄弟姉妹の状況（複数いる場合も1名のみを記入）

生徒との続柄	氏名	年齢	学校名又は職業	学年	通信制	今年度当該給付金申請の有無
姉	福島 桃子	18歳	〇〇高校	3年	〇	<input checked="" type="checkbox"/> 申請済み・申請予定 <input type="checkbox"/> 申請しない <input type="checkbox"/> 対象外

必ずどれかにチェック☑  
申請できるか不明の方は問合せ下さい

健康保険証の写し等 貼付欄

要確認

- ・資格取得日
- ・基準日が有効期限切れの時（国民健康保険の場合）
- ・個人情報保護のため記号・番号を見えないよう塗りつぶしてください。

生徒本人のもの

上欄に氏名を記入した兄弟姉妹のもの

生徒本人の健康保険証のコピー等を貼る

※【3. 保護者等の所得状況】が(ア)～(ウ)の場合、生徒本人以外に兄弟姉妹の扶養がなければ貼り付け不要。  
※個人情報(記号・番号)は塗りつぶす

上欄に氏名等を記入した兄弟姉妹の健康保険証のコピー等を貼る

※個人情報(記号・番号)は塗りつぶす

被保険者又は世帯主が申請者以外の場合は生徒との続柄を記載してください【続柄： \_\_\_\_\_】

↓ 【5. 確認事項】へ進んでください。

【5. 確認事項】 下記の事項について確認の上、申請者（保護者等） **例)祖父 親権のない父 など** ください。

- 1 本申請書の記載内容は、事実に相違ないことを誓約します。
- 2 本申請書に虚偽の記載があった場合は、福島県教育委員会の求めに従い、全額を即時返還します。
- 3 福島県以外の都道府県に今年度の高校生等奨学給付金の申請を行っていません。
- 4 対象となる高校生等は、児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅行除く)の支弁対象ではありません。
- 5 本申請書の提出にあたり、県教育委員会が高等学校等就学支援金の認定課税状況等について、関係機関から情報提供を受けることに同意します。

自署の無いものは無効です  
※必ず申請者が署名して下さい。

申請者 (自署) **福島 太郎**

《 ☆ 学校確認欄 》

- 記入漏れはないか
- 必要な添付書類は付いたか
- 世帯収入が家計急変前か
- 新入生に対する前倒し

※県外校の場合は未記入で提出

年 月 日)